親家庭の福祉証を更新いものを郵送します

☎027 - 898 国民健康保険課

夏休みに学ぼう 消費生活教室でエコな生活

⑧ 消費生活センター ☎027-230-1755





リサイクルと節約を生活で生かせるよう、「夏休み子ども消費生 活教室 を開催します。

教室名・日時=〈●ガス管で万華鏡とリサイクルペンダントを作ろう ! >7月26日(水)午前10時~正午(**2**牛乳パックで立方体パズルを作 ろう! >7月27日 金午前10時~正午(3エコ・クッキングでドライカ レーときらきらフルーツゼリーを作ろう! >7月31日火・8月1日水、午 前10時30分~午後1時30分

会場=02は消費生活センター3は第三コミュニティセンター(総 合教育プラザ内)

対象=12は小学生、先着各20人3は小学生と保護者、先着各8組 申し込み=7月6日金から消費生活センターへ

女性のための映画上映会 映画で元気をチャージ

⑧ 男女共同参画センター ☎027-898-6517

前橋プラザ元気21で女性が元気になる映画上映会 を開催。誰もが自尊心を持ち、自分らしく生きることを 主題とした映画「エリン・ブロコビッチ」を上映します。 参加するには予約が必要です。

日時=8月4日(土)午後2時~4時30分

対象=市内在住か在勤の女性、先着100人

申し込み=7月31日火までに男女共同参画センターへ







7月の上映作品 シネマハウスで映画鑑賞

⑧ 前橋シネマハウス ☎027-212-9127

前橋プラザ元気21別館内、前橋シネマハウスの7 月上映作品は次のとおりです。詳しくは同館ホーム ページ(https://maecine.com) をご覧ください。 上映作品=獄友、はじめてのおもてなし、ボストンス トロング、おだやかな革命、ガチ星、blank 13

きは喪失手続きが必要です。 福祉医療費支給制度の申請

などで受給資格が無くなっ

たと

療育手帳(A)、年金証書(障害年

金1級)、特別児童扶養手当(1

ださい。 に届け出を。また、 険などが変わったら、 度心身障害者・高齢重度障害者 の変更が必要な人は届け出てく 内容変更と喪失手続き 今回更新はありません。 や氏名、 個人ごとに送付。 なお、 子ども医療や、 加入する医療保 婚姻や転出 送付先 に本籍がな

申請に必要な物= てくださ 明書も必要。 祉医療費受給資格者証交付状況証 前住所地でも福祉医療費を受けて た人は、前住所地で発行する福 また、 富士見支所で手 県内からの しくは問い 合わせ 転入で きで

格者証を7月下旬に郵送します。

受給資格者証は世帯ごとでは

格のある人には、 更新手続き後、

受給資

中に必ず手続きをしてください。

引き続き受給資 新しい

手続きをしていない

人は、7月

費受給資格者証の

火までです。

まだ更新

課税状況を証明する書類❷本市 初の3月31日までの子と母または 障害者>❶身障手帳(1級·2級)、 険証〈重度心身障害者·高齢重度 父など)⟩❶母または父の所得税 など(満18歳に達する日以後の最 までの子)〉保険証〈母子・父子家庭 に達する日以後の最初の3月31日 人は戸籍謄本③保 〈子ども(満15歳

通知は7月中旬に郵送します <mark>介護</mark>保険料額を改定

間 介護保険課 負担割合証については

11

2027-898-6158 **2**027-898-6157

介護保険料は3年ごとに見直しています。本年度 はその改定の年。見直しの結果、65歳以上の人の 保険料は右表のとおりになりました。

● 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

65歳になる誕生日の前日が属する月分から算 定。本人の所得額と世帯員の市民税課税状況に応 じて決まります。納付方法は、年金天引きによる特 別徴収と、納付書による普通徴収があります。

- 40~64歳の人(第2号被保険者)の保険料

算定方法は医療保険によって異なります。詳しく は加入している健康保険組合などに問い合わせて ください。

- 保険料の減免

災害など特別な事情がある場合、申請に基づき 保険料が減免されることがあります。

介護保険負担割合証

有効な認定を持つ全ての被保険者(8月1日現在)に、介 護保険負担割合証を7月中旬に郵送します。

第1号被保険者の介護保険料			
区分	対象		保険料額
第1段階	生活保護を受けている人		
	世帯全員が市民税非課税	●本人が老齢福祉年金を受給している人●本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円以下の人	2万9,900円
第2段階		本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が80 万円を超え120万円以下の人	4万6,700円
第3段階	非課税	第1・第2段階以外の人	5万6,100円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいる 人のうち、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80 万円以下の人		6万5,400円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいる 人のうち、第4段階以外の人		7万4,800円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	8万4,100円
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	9万3,500円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	10万4,700円
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	11万2,200円
第10段階		合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	13万900円
第11段階		合計所得金額が700万円以上の人	14万9,600円